

6. 学校図書館司書教諭課程

学校図書館法には、すべての小・中・高等学校（および特別支援学校の小学部・中学部・高等部）に学校図書館を設けること、その専門的職務を掌らせるために司書教諭を置くこととされています。平成9年にはこの学校図書館法の一部が改正され、12学級以上の規模の学校では、平成15年3月31日までに司書教諭を置くことが義務付けられ、その養成が急務の課題となっています。司書教諭は、教科を担当できる教諭であるとともに、メディア・リソース・センターとして学校図書館を管理運営し、児童・生徒の読書活動と情報活用能力の育成を図り、教師の教育活動を支援することを職務内容としています。

履修上の注意

- 1) 本課程は最低1ヶ年以上、継続して受講しなければならない。
- 2) 本課程の受講を希望する者について、4月上旬に面接を行う。
- 3) 学校図書館司書教諭を希望する者は、教職課程を受講していなければならない。
- 4) 教職課程における幼稚園教諭は対象外となるため留意すること。
- 5) コンピュータを使用する科目は受講者数を制限する場合がある。

「修了証書」の申請

本課程修了者は申請手続きを行うことにより文部科学省より「修了証書」が授与される。この申請手続きについては所定の単位修得後、毎年5月下旬に教務課に申し込むこと。

特に3年終了時までには62単位以上修得し、かつ、学校図書館司書教諭課程に関する科目（5科目10単位）をすべて修得した場合、4年次において申請手続きを行うことができる。ただし、学校図書館司書教諭の資格は、教員免許状取得後に有効となる。

学校図書館司書教諭課程開講講座表

	授 業 科 目	開 講	単 位	開 講 学 年				備 考
				1	2	3	4	
必修科目	学校経営と学校図書館	半期	2		○			} 10単位必修
	学校図書館メディアの構成	半期	2			○		
	学習指導と学校図書館	半期	2		○			
	読書と豊かな人間性	半期	2		○			
	情報メディアの活用	半期	2			○		

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。